

監査報告書

2026年6月3日

学校法人北海道科学大学

理事会 御中
評議員会 御中

学校法人北海道科学大学

監事 中村栄作 

監事 宇佐美 暢子 

私たち監事は、私立学校法第52条及び学校法人北海道科学大学寄附行為第29条の規定に基づき、2025年度（2025年4月1日～2026年3月31日）における当学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況について、事業報告書及び計算書類（貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書及びこれらの附属明細書）並びに財産目録を対象として監査を実施しましたので、以下のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

理事会、評議員会、常任理事会等に出席するとともに、法人として懸念される事項等について、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど、当該学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況について監査いたしました。

また、会計監査人から監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、情報交換及び意見交換を行いました。

なお、公的研究費の管理・運営の状況についても確認いたしました。

期中監査においては、理事及び設置校の長等から業務執行の状況及び事業計画の執行状況について聴取するとともに、予算執行に係る事務処理の状況等についての確認など、必要と認められる監査手続を実施いたしました。

期末監査においては、事業報告書の閲覧、担当理事及び設置校の長等からの事業報告書に基づく説明の聴取、財務関係資料の閲覧、財務担当理事等からの財務状況の聴取するとともに、会計監査人による監査結果の聴取など、必要と認められる監査手続を実施いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告書は、法令及び寄附行為に従い、当該学校法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 計算書類（貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書及びこれらの附属明細書）、セグメント情報及び子法人に関する事項などの注記事項、財産目録並びに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書は、いずれも会計帳簿の記載と合致し、当該学校法人の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上